

これは正本である
令和4年10月26日
加治木簡易裁判所
裁判所書記官 有村



裁判官認印



第4回口頭弁論調書（放棄）

事件の表示 令和4年(ハ)第49号
期日 令和4年10月19日午後1時30分
場所及び公開の有無 加治木簡易裁判所民事法廷で公開
裁判官 松本和秀
裁判所書記官 有村愛
出頭した当事者等 原告代理人 藤浪郁也
被告代理人 加陽麻里布

指定期日 弁論の要領等

原告

令和4年10月4日付け訴えの変更申立書陳述

被告

令和4年7月25日付け「答弁書」と題する書面、同年9月5日付け第1準備書面及び同年10月12日付け第2準備書面各陳述

原告

令和4年10月4日付け請求の放棄書陳述

第1 当事者の表示

東京都渋谷区神南二丁目2番1号

原 告 日本放送協会
同 代 表 者 会 長 前田晃伸
同訴訟代理人弁護士 黒河元次
同 藤浪郁也

同

秀 櫻 子

被

告

同訴訟代理人司法書士

加 陽 麻里布

第2 請求の表示

1 請求の趣旨

別紙請求の趣旨記載のとおり

2 請求の原因

別紙請求の原因記載のとおり

裁判所書記官 有 村



別 紙

請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金 547 円を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

1 放送法および日本放送協会放送受信規約

原告は、放送法に基づいて設置された法人であり、同法第 64 条第 3 項に基づき、総務大臣の認可を受けて、別紙日本放送協会放送受信規約概要記載のとおり放送受信契約の内容を定めた日本放送協会放送受信規約（以下「規約」という）を定めている。なお、次項以下において「期」とあるのは、規約第 6 条に定める 2 か月ごとの支払期間をいい、4 月および 5 月を第 1 期とし、以後第 6 期まで同様である。

2 放送受信契約の締結

原告と被告は、平成 29 年 2 月 26 日、衛星の放送受信契約（以下「本件契約」という）を締結し、平成 31 年 4 月 1 日における同契約の契約種別は衛星、支払区分・支払コースは継続振込・毎期払（月額 2,280 円）であった。

なお、令和 2 年 7 月 10 日の規約改正により、令和 2 年 10 月 1 日をもって放送受信料額が変更され、令和 2 年 10 月 1 日以降に発生する継続振込等・毎期払の放送受信料は月額 2,220 円である。

3 放送受信料の不払い

しかるところ、被告は平成 31 年 4 月 1 日以降の放送受信料を支払わなかった。

なお、令和 3 年 9 月 13 日の規約改正（令和 3 年 10 月 1 日施行）により、令和 2 年 4 月から令和 4 年 3 月までの間の放送受信料については、支払いを延滞した場合であっても規約第 12 条の 2 に定める遅延損害金は発生せず、当該期間は同条に定める 3 期分以上の延滞に通算しない。

4 被告による受信料の支払いについて

被告は、原告に対して、令和 4 年 7 月 26 日に、平成 31 年 4 月分から令和 4 年 1 月分までの 34 か月分の放送受信料 76,560 円を支払った（被告第 1 準備書面。令和 4 年 7 月 26 日入金）。

5 まとめ

よって、原告は、被告に対し、本件契約に基づき、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日まで（令和元年度第 1 期から令和 2 年度第 3 期まで）の 18 か月分については、継続振込等・毎期払（月額 2,280 円）による放送受信料小計 41,040 円および令和 2 年 10 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日まで（令和 2 年度第 4 期から令和 3 年度第 5 期まで）の 16 か月分については、継続振込等・毎期払（月額 2,220 円）による放送受信料小計 35,520 円の合計 76,560 円のうち 27,360 円に対する支払督促送達の日が属する期の翌期の初日である令和 4 年 4 月 1 日から、完済の日が属する期の前期の末日である令和 4 年 5 月 31 日まで約定の 2 か月あたり 2% の割合による遅延損害金である 547 円の支払いを求める。

別紙

日本放送協会放送受信規約概要

日本放送協会放送受信規約は、契約の種別、支払区分、支払区分の変更、放送受信料の額、支払期日および遅延損害金について、それぞれ次のとおり定める。

1 契約の種別については、次の3種を定める（第1条）。

(1) 地上契約

地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

(2) 衛星契約

衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約

(3) 特別契約

地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

2 支払区分については、次の3種を定める（第6条）。

(1) 口座振替

日本放送協会（以下本別紙において「NHK」という）の指定する金融機関に設定する預金口座等から、NHKの指定日に自動振替によって行なう支払い。

放送受信契約者が口座振替により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料口座振替利用届をあらかじめNHKに提出しなければならない。

(2) クレジットカード等継続払

NHKの指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行なう支払い。

放送受信契約者がクレジットカード等継続払により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書をあらかじめNHKに提出しなければならない。

(3) 継続振入

NHKの指定する金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において、NHKが定期的に送付する払込用紙を用いて、NHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払い。

以上のほか、放送受信料は、NHKの指定する金融機関等を通じてまたはNHKの指定する場所で支払うことができる。また、重度の障害により継続振入による支払いが困難な者等、別に定める要件を備えた放送受信契約者は、その者の住所またはその者があらかじめ放送局に申し出た場所で支払うことができる（以下これらの支払方法を「その他の支払方法」という）。

また、「口座振替」または「クレジットカード等継続払」による支払区分を「口座・クレジット」とい、 「継続振入」または「その他の支払方法」による支払区分を「継続振入等」という。

3 支払区分の変更については、次のとおり定める（第6条）。

(1) 口座振替の指定日において、所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかつたとき（次号の場合を除く。）は、放送受信契約者は、当該請求期間分は支払区分が継続振入等の放送受信料額をその他の支払方法により支払わねばならず、当該請求期間後の放送受信料については支払区分が継続振入等の放送受信料額を継続振入により支払うものとする。

(2) 口座振替の指定日において、残高の不足により所定の放送受信料額を振り替えることができなかつた場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかつたときは、放送受信契約者は、当該請求期間分について、支払区分が継続振入等の放送受信料額をその他の支払方法により支払わなければならない。当該請求期間後の放送受信料については、別に定める場合を除き、口座振替による支払いを継続する。

(3) NHKがクレジットカード会社等に所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行われなかつたとき、または、NHKが所定の放送受信料額を請求する前に、クレジットカード会社等から放送受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、放送受信契約者は、当該請求期間分は支払区分が継続振入等の放送受信料額をその他の支払方法により支払わなければならず、当該請求期間後の放送受信料については支払区分が継続振入等の放送受信料額を継続振入により支払うものとする。

4 放送受信料額については、令和2年7月10日に改正された、日本放送協会放送受信規約（令和2年10

月1日施行)は別表1、平成26年2月19日に改正された、日本放送協会放送受信規約(平成26年4月1日施行)は別表2のとおり定める(第5条)。

5 支払コースについては、次のとおり定める(第6条)。

(1) 1年を2か月毎に6期に分けて、4月および5月を第1期、6月および7月を第2期、8月および9月を第3期、10月および11月を第4期、12月および1月を第5期、2月および3月を第6期とし、各期に当該期分を一括して支払わなければならない(毎期払)。

(2) 放送受信契約者は、前項によるほか、当該期の翌期以降の期分の放送受信料を支払うことができる。ただし、当該期以降6か月分または12か月分の放送受信料を一括して前払いするときは、期別の支払いによらないことができる(6か月前払または12か月前払)。

6 遅延損害金(規約では「延滞利息」と呼ぶ)については、放送受信契約者が放送受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、所定の放送受信料を支払うほか、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を支払わなくてはならないと定める(第12条の2)。ただし、同条の規定にかかるわらず、令和2年4月から令和4年3月までの間の放送受信料については、支払いを延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生せず、当該期間は同条に定める3期分以上の延滞に通算しない(令和3年9月13日改正、同年10月1日施行日本放送協会放送受信規約付則10)。

なお、放送受信契約取扱上必要な事項の定めでは、延滞利息の計算について、延滞利息は、延滞している受信料の期ごとの額それぞれに対し、支払すべき期の翌期から現実に支払った期の前期までの期数について、1期あたり2.0%の割合で計算すると定める。

(別表1)

契約種別	支払区分	月額	6か月 前払額	12か月 前払額
地上契約	口座・クレジット	1,225円	7,015円	13,650円
	継続振込等	1,275円	7,300円	14,205円
衛星契約	口座・クレジット	2,170円	12,430円	24,185円
	継続振込等	2,220円	12,715円	24,740円
特別契約	口座・クレジット	955円	5,475円	10,650円
	継続振込等	1,005円	5,760円	11,205円

(別表2)

契約種別	支払区分	月額	6か月 前払額	12か月 前払額
地上契約	口座・クレジット	1,260円	7,190円	13,990円
	継続振込等	1,310円	7,475円	14,545円
衛星契約	口座・クレジット	2,230円	12,730円	24,770円
	継続振込等	2,280円	13,015円	25,320円
特別契約	口座・クレジット	985円	5,620円	10,940円
	継続振込等	1,035円	5,905円	11,490円